

では、現在ごみ減量の対策協議会がございますので、その中で検討をしなければいけないと思いますが、前回もちょっと開きまして御意見等も聞きました。その中では、他のいろいろな組織をつくっても、重複するだけで余り稼働性がないのではないかと、こういう御意見もございました。したがって、私の方としましては、あくまでも今ごみ減量協議会の中であって、その協議会が母体となって小委員会的なものをつくったかどうか。こういうような意見でございますので、そういうようなことで取り入れていきたいというふうに思うわけでございます。その中には、婦人の方だとかあらゆる団体の方の参加の呼びかけはある程度して、意見交換をした方がいいのではないかと、こういうように思っているところでございますが、私の方のことでございますので、次のごみ減量協議会等でいろいろの意見を聞いて、その方向づけをしてみたいというふうに思っているところでございます。

以上、取りとめのない答弁で全体の答弁になったかどうかわかりませんが、答弁とさせていただきます。

○議長（仲村清信君） 午後一時まで休憩いたします。

午後零時二分 休憩

~~~~~

午後一時 開議

○議長（仲村清信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○企画財政部長（野沢久人君） 市内循環バスの運行の關係につきましての第一点目の質問でございすけれども、どのようにこれから検討していくかというような話でございす。公営交通を持っているような大きな市と異なりまして、福生市などはこういった問題についてのノウハウを全く持っていないという意味で、全く新しい課題でございす。そんなところから、どのような方法で需要をとらえていくのかといったようなところから研究することになるかというふうに考えてはおります。民間バス会社等では、それぞれの手法を持っていると思いますが、そのことの現況も調べないといけないと思ひますし、また先ほどのようなお話をいただきました武蔵村山市とか、あるいは過疎バスをやっている日の出町さん

などもあるようですが、そういったような實際にやっていると、あるいは公営交通というところで、バスを持ってやっていらつしやるところもあるようですから、そういったところについてもいろいろ研究をしていかなければいけないかなというような感じを持っております。

いずれにしても、全くのスタートから勉強していかなければならない課題かなというように、今の段階では感じているところでございす。よろしくお願ひします。

○福祉部長（石川和夫君） それでは、私の方から福祉關係での御答弁をさせていただきます。

まず、十カ年戰略の中で実施しているのかどうかというようなお尋ねでございすますが、国で言っている十カ年戰略につきましては、在宅福祉が重点的に言われておるわけでございすけれども、平成十一年までの間に、例えばホームヘルパーを十万人、ショートステイ五万床、デイサービスセンターを一万カ所、在宅介護センターを一万カ所というようなことが言われておるわけでございす。これらにつきましては、市といたしましても、現在、老健法に基づきますところの機能回復あるいは訪問看護等をやっております。また在宅關係では、家庭奉仕員の派遣あるいは家事援助者の派遣というふうな形で対応しているところでございす。

それから、福祉手当の關係でございすけれども、先ほど、在原議員さんにも御答弁させていただきましたけれども、高齢者施策の中で検討を進めていかなければならないというふうに思っております。

それから、専用住宅の關係でございすけれども、都営住宅等につきましては、これからも鋭意お願ひしてまいりたいと考えております。

それから、都の施策の中での住宅問題でございすけれども、二十六市の中でもアパートのあっせんから、また融資のあっせん、それから修理費の改造費というようなものを住宅關係の実施している市は十七市一町でございす。当然、そのような形の中で、私どもといたしましては、これらにつきましては、十分認識しておるところでございまして、考えていかなければならないというふうに思っています。

いずれにしても、貸し家等につきましても、私どもといたしましては、不動産屋さんの方を何軒か歩いてみてはいるのですけれども、なかなか高齢者に対しては、難しいというふうなことが言われておりま

す。昼間はいいのだけれどもとか、それから、家族が近くにおられればというようなことがございまして、今のところ、打開策が見い出せないというのが実態でございまして。

それから、東京都の施策の活用というようにございまして、これにつきましては、東京都の基準で申しますと、例えばひとり暮らし用ですと、二十五平方メートル以上三十平方メートル未満とか、三十平方メートル以上とかというような基準がございまして、例えば、東京都の場合には限度額といいますが、例えば二十五から三十平方メートル未満の場合には、最高額六万六千円というような基準がございまして。この場合ですけれども、実際には、仮に家賃が六万円とした場合、そのうち本人負担が半分だといえますと三万円市で補助するというふうな形には、その二分の一が都の補助というふうな形のようにございまして。いずれにいたしましても、東京都におきましての補助関係につきましては、そのような形でございまして。

それから、他市の状況でございましてけれども、家賃補助制度でございましてけれども、現在、昭島では条例はできたというようなことですけれども、ちょっと、けさ聞いてみたのですけれども、これから工事を始めて来年七月ごろ完成するのではないかといいようなことが言われておるようでございます。昭島市としては、まだはっきりしませんけれども、家賃が六万円程度かなというふうな形の中で、非課税世帯には一万二千元、それから、生活保護の基準の一・五倍に当たるものについては一万三千五百円というような形の利用料を払っていくというようなことが言われておるようでございます。

○庶務課長（井梅義彰君） 市営住宅の基準の緩和ができないかとの御質問でございましてけれども、御承知のように、現在の市営住宅は建設省の許可をいただきまして、建設省及び都の補助金を仰いで建てかえをしている、いわゆる公営住宅法に基づく一種住宅でございまして。そのために、入居する上におきましては、収入基準であるとか現に住宅に困窮している世帯等の制約がございまして、それらの基準の緩和につきましては、法改正がなされない限り難しいのが実態でございまして、そういったことで御理解をいただきたいと思っております。

○十二番（原 敏子君） それでは、時間が少なくなってきましたので……。

それでは、市内循環バスにつきましては、ぜひやっているとところを公営バス会社、そういうものも含めて調査をしていただいて、市民の皆さんの意見も聞くような形で進めていただきたいというふうに、これは要望しておきます。

次は、老人の医療の関係ですけれども、こういう感じで、費用負担の問題とか年金も年金が上がったのではなくて、物価などが上がったから年金がふえたのだ。それに合わせて医療費が上がったら、ふえた年金はどこへ飛んで行くのでしょうかというふうなこともなりますので、私はこういうような厚生省に出した報告書というのは、本当にまずいなというふうに思いますが、今後の老人医療の問題につきましても、先ほど答弁がちょっとあれになったけれども、またの機会で言いますけれども、こういうような老人医療がこういう方向に向いているときに、今度は福祉へ向かって言うのですけれども、入院見舞い金制度とか介護手当とかホームヘルパーの派遣をするとか、国のいう在宅福祉というのですかね、それだけではなくて、言ってみれば、お金の面でも高齢者の皆さんの医療を守るといって、そういう手助けをするという点の、そういう福祉の立場での施策もきちんとしていただきたというふうなふうに思っています。時間もないから、またの機会で、これは引き続きやらせていただきたというところで、高齢者の医療の問題につきましては、厚生省は一本になっていくけれども、それで行政へ来ると分かれるでしょう、担当が医療と福祉と。こういうのは、どこかで一つで考えるところがないと、私は置いていかれるというところとおかしいけれども、市民に不利益なところだけこういうふうなきいて、福祉的に考えていかねばいけないところがある、なかなか進んでいかないというふうなふうに思えるので、ぜひここからは研究していただきたというふうに思います、これからどういうふうにしていくのか。高齢者福祉課みたいなものができれば、またいいと思いますけれども、今後の機構改革なども含めて、またの機会にこれはさせていただきますたいと思います。

住宅問題につきましてはいろいろ聞きまして、庶務課長の言われたように、これは今の法律の枠の中では難しいのです。今、建てている市営住宅を高齢者用に枠を広げるという点では難しい。ただ、今、建設省とか東京都がいろいろしておりますけれども、高齢者住宅と言っても、建てかえのときにしか補助金だとかその枠は広がらないわけです。建てかえというのは、なかなかすぐあるものではないので、ぜひこ

れも要望しておきたいと思えますけれども、国や東京都などに、もう今建ててあるこういうこれらの公営住宅、市営住宅です、福生で言えば。それにも枠を広げてほしいというような要望は、ぜひしていただきたいというふうに思います。

それと、今度は民間アパートの東京都の施策である借り上げだとか家賃を補助する制度だとか、私はせっかく東京都の鈴木保守都政がつくり上げてきた民間アパートだとか貸し家のあっせん事業、今の部長の説明では、差額の半分は持つ。せっかくこういういい施策が取り入れられたわけなので、ぜひこれを福生市でも活用してほしいなと思います。市営住宅の方ばかり言っても、なかなかすぐには解決しないでしょうから、ぜひこれはやってほしい。なかなか不動産屋さんが貸してくれないのだということもあるうと思いますけれども、これはせっかくあるこういうような施策を活用してもらおうという点で、ぜひとも頑張っているいろいろなやっていただきたいというふうに思います。

それと国保の関係ですけれども、結局は今のままでは国が補助金を出さないわけだから、医療費を下げるか国保税を上げるしかないのです。だって、決まっているのだから、国と東京都は。そうすると、どちらも被保険者、市民、国民にかかわってくる問題なのです。先ほど、部長は何かうまい答弁されましたけれども、高いと思うかと言ったら、いろいろなことを言われましたけれども、私は高いと思っています。国保税は高い。例えば、年金所得者で無職の人が千円といっても高い、お金入ってこないのだから。二十万円の給料もらっている人が二万円がいやだなと思うのと、一銭も入ってこないで千円払う方がもっと大変だということも、金額が多いとか少ないとかではなくて、そういうことも踏まえてそうなのだと。

来年度、平成三年度は平成元年度で繰入金途中で減らしたということもありますし、先ほど部長も私がいきましたので、繰入金が保険税の割合よりもぐっと下がったという事実もありますし、ぜひとも来年度は保険税の値上げをしない。それと繰入金からも、最低でも他市並みには繰り入れて国保の当面の健全運営をしていくのだということ、ぜひとも、本当はもう一回聞きたいのだけれども、時間がないからまたのときにするように、これも本当にくだいようですけれども、被保険者、市民に負担をかけないという点で要望しておきたいというふうに思います。あっと驚くような繰入金を入れてみてください。

福生市は、市長、医療費は下がっているのです。他市に比べて抑えてあるわけ。それなのに、医療費が抑えられたのに税を下げるのではなくて、言ってみれば繰入金を戻した。本当に被保険者の努力を無にするような施策をとったわけです。私は、こういうことは二度としてはいけないというふうに思いますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

最後、ごみの問題ですけれども、ごみ減量の問題は、今詳しく部長から答弁がありましたので、ぜひ市民の参加、ごみ減量は企業と市民と、その間を取り持つ行政で減量ができるわけだから、今ある協議会が母体となって小委員会をつくっていくということもいいですし、それとあらゆる団体に、ぜひ呼びかけていただいて、特に婦人団体などに呼びかけていただいて、本当にごみ減量ができるようにしてほしい。その間に立つ行政が、ごみ減量は、言ってみれば市民部の清掃係の仕事だと思ったら、ごみ減量できないのです。これはごみ減量だけではありませんけれども、どこ部署でもごみ減量を考えるということ、それとこの清掃だけでなく、広報をつくる担当職員のように、一定の人を配置しないといけないものではないというふうに思います。今の通常の任務をさばきながらこういうのをやるというのはとても大変だろうと思います。

それと同時に、もう一つ団地のダストボックスの関係ですけれども、これはいろいろ理由があって、今度は専用のそういうステーション方式というのか、そういうものに変えていくのだというようなことがありましたけれども、もともとダストボックスは団地に対して、市がダストボックスで収集したのだと申し入れたものです。今度はステーション方式に変えたいのだということならば、供給公社や住宅公団、それぞれの自治会の皆さんにきちんと行政の方でステーション方式に変えたいのだという話を、これは一定の時期が来たらやるべきだと思います。そういうふうにしなくて、突然に今度は変えるのだというのでは、やはり住民だって不満がありますし場所の問題、経費の問題もありますから、ぜひそういうふうにしていただきたいというふうに思います。

それと、最後にこれはぜひいい機会ですので、市長にお願いしたいと思えますけれども、医療の問題で、老人医療の問題でもわかりますように、老人医療の問題と福祉の問題とは一体のものでありますし、ごみ

の問題でも同じです。医療の問題は国保にも関係してくるという点では、今までの福祉というのは、何となく施しの様な感じがするのです。ただ、今は行政全体で考えるときに、どれをとっても福祉と言えど福祉、教育と言えど教育だと思ふのです。市民の意識の向上と言えど、社会教育かなと思ふこともありますけれども、そういう点では、行政が一体となって、あらゆるものに精通するような機会をぜひとも設けていただきたいし、それと現場で働く一般職員の皆さん方が、一番そこらは感じられている部分も多いと思います。そこらもきちんと、そういう意見を取り上げられるような、そういう機構も設けていただきたいし、これからはごみの問題と高齢者の問題と教育の問題とというように、何とこの中で、大きな問題で取り上げていただいて、この問題はここの部だからとか、ここの課だからとかというところで、ほかの関係がないということのないように、全体として考えておられると思いますけれども、今後ともそういうふうな考え方を貫いていただいて、福祉に対して福祉部だけではなくて行政全体で、体育館をつくるときには福祉のことも考えながら建設するとか、そういうような絡みで、ぜひとも行政は進めていただきたいというふうにもまた要望しておきまして、きょうは時間がありませんでしたので、またの機会にまたゆっくりさせていただきたいと思ひます。ありがとうございます。

○議長（仲村清信君） 次に、十一番松山 清君。

（十一番 松山 清君登壇）

○十一番（松山 清君） 三点の一般質問をさせていただきます。

まず第一点目は、横田基地についてであります。

通告にも書いてありましたように、私は今、内外の情勢を考えたときに、福生市として横田基地の全面返還を求める運動を起こしていく時期に来ていると考えております。まさにぜひこのとおりであります。市長におかれてはどのように考えておられるのか、ぜひお聞かせいただきたいと思ひます。

二点目は、学校給食についてであります。

その一としては、中学校給食審議会の審議経過についてであります。この件については、毎議会ごとに、

私は聞いているところであります。と申しますのは、大変重要な審議会であり、審議委員の皆さんが夜遅くまで熱心に審議しておりますが、残念ながらその審議経過を市民の方がなかなか知ることができないわけです。そこで、私がこの質問を毎回することによりまして、議会報に掲載されることによりまして、いささかなりとも市民の方がその審議について知ることができるようになる。そういうふうな考えておりますので、今回も質問するものでございます。前議会後の審議経過について、詳しくひとつお聞かせいただきたいと思ひます。

学校給食のその二といったしましては、小学校給食の食器の改善についてであります。このことについては、もう今までもいろいろな方が取り上げられてきたのではないかと思います。小学校給食の試食をされた保護者の多くは、現在の食器の改善を必ず要望しているわけでありまして、また、市内の小中学校の教職員組合でも、食器の改善を要望しているところでもあります。どなたも、この改善をしなければならぬときにかけているだろうと思ひているところでもあります。そういう点で、現在教育委員会といたしましては、この食器の改善について、どのように考えておられるのかお聞かせをいただきたいところでございます。

次に、三点目は区画整理の問題でございます。

現在、福生市が進めようとしております秋川市から編入された地域を含めた田園西地区の土地区画整理の件でございます。全協等でも若干説明がありましたけれども、現在、あの地域の区画整理事業がどのような事態になっているのか、まずそこからお聞かせいただきたいと思ひます。

登壇では、簡単でございますが、以上三点の質問をさせていただくものでございます。

（市長 石川彌八郎君登壇）

○市長（石川彌八郎君） 松山議員さんの御質問に御答弁申し上げます。

横田基地について、横田基地の全面返還を求める運動をする考えがあるかどうかの御質問でございますが、横田基地の存在に關します私の基本的姿勢につきましては、機会あるごとに申し上げておりますように、横田基地は我が国の平和と安全を守るために、国防上の必要性によりまして、日米安全条約に基づきまして存在するものでございます。もちろん私といたしましては、今後、世界的な緊張緩和と軍縮がより

一層進展し、横田基地がなくなっても我が国の平和と安全が損なわれることのないような時代が、一日でも早く到来することを大いに期待しておるものでございますが、現時点におきましては、近い将来、基地が全面返還される可能性を想定することは困難ではないかと認識をいたしているところでございます。また、条約の誠実な遵守は、地方自治体にも求められているものでございまして、当然容認せざるを得ないと考えているところでございます。

したがいますして、御質問のような運動につきましては、現時点におきましては差し控えたい。かように思っているところであります。

同時に、今後の国際情勢や日米関係の変化が横田基地にどのような影響や変化をもたらしていくのか。でき得る限りの情報収集に努め、的確な対応をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたしますと存じます。

次の御質問の学校給食については、教育委員会より答弁いたしますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、田園西地区土地区画整理事業の現状につきましてお答えいたします。

本地区は、多摩橋から下流の新堤防と旧堤防に挟まれた約五・八ヘクタールの地域でございますが、多摩橋付近の一部を除いて、これまで面的な市街地整備が取り残されてきた地域でありました。しかし、昭和六十三年度に入りまして、建設省によりまして、多摩川左岸に新堤防が完成し旧堤防と接続がされ、また秋川市との行政界の変更が行われ、約二・一ヘクタールが福生市へ編入されたところでございます。さらに本年三月に用途地域の見直しが行われまして、市街化調整区域から市街化区域へと線引き変更がなされるなど、ようやく面的整備を行う条件等が整ったわけでございます。したがいますして、市といたしましても、この機会に道路や公園、公共下水道等の整備を計画的で総合的に行うために、土地区画整理事業によるまちづくり計画を打ち出したところでございます。

まず平成元年三月に、第一回目の地元説明会を開催させていただきました。土地区画整理事業を前提としたまちづくりを御提案申し上げたところでございます。その結果、具体的な計画案を示してほしい等の

御意見をいただく等、多くの方の賛同が得られましたので、平成元年度に福生市田園西地区土地区画整理事業調査、いわゆるA調査、B調査を実施いたしましたところでございます。この調査報告書をもとに、本年の七月に第二回目の地元説明会を行いました。設計図案を示す中で設計の概要でございます土地利用計画区画道路や公園緑地等の基本的な考え方、さらには平均減歩率、全体的な資金計画等につきまして、御説明を申し上げたところでございます。

説明会での地元関係者からの主なる御意見といたしましては、小規模宅地に対する減歩の問題や家屋の移転、盛り土造成、さらには下水道等に対する意見が多く出されたところでございます。しかし、中心課題は小規模宅地に対する減歩の問題が中心でございまして、市といたしまして、今後区画整理を進めるに当たって、大変重要な課題であると認識をいたしているところであります。

いずれにいたしましても、現在、平成三年度に向けての都市計画決定等ができるよう作業を進めているところでございますが、今後とも公正に事業が施行できるよう十分に地元関係者にも御相談申し上げ、計画テーマでございます「潤いと緑輝く街」を目標に、さらに努力してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いをいたしたいと存じます。

以上で、松山議員さんの御質問に対します答弁とさせていただきます。

○教育次長（矢崎茂夫君） 自席からお許しをいただきます。学校給食について御答弁申し上げます。

まず第一点目の中学校給食審議会の審議経過についてでございますが、八月まで報告しておりますので、今回は九月以降十一月までについて、審議の経過を申し上げます。

九月の審議会も八月に引き続きまして、答申書の作成に関する審議会でございます。九月の審議会は十七日と二十五日の二回にわたって開催をしております。十七日でございますけれども、代表委員六名によりまして、前回の全体会で修正いたしました部分、その文言を改めるとともに、新たな項目についての答申書の文案の作成を行ったところでございます。そして、二十五日の全体会では、修正部分の確認と新たに提案された文案の検討を行っております。

次に、十月でございますけれども、十六日と二十四日の二回にわたって開催しております。十六日は九

月同様に、最初に代表委員によりまして、前回の全体会で修正いたしました部分の文言を改めるとともに、新たな課題別の答申文案の作成を行っております。二十四日の全体会では、小委員会では修正しました部分の文言の確認と新たに作成されました文案の検討を行っております。なお、二十四日の全体会では、課題別のうちに、運営方式という課題を過去にも検討しているわけでございますけれども、こういった部分に關する審議が若干不足しているのではないかとということから、この日には追加審議を行っております。

十一月については、十月と同様に十四日と二十九日の二回にわたって審議會を開催しております。十四日は、やはり代表委員六名によります十月分、要するに前回の文案修正の確認と新たな課題について答申文案の作成を行っております。二十九日は全員の會議を開催いたしましたして、前回の修正部分の確認を行うとともに、項目の最後となりましたまとめについて文案の提示が行われました。

以上が、九月から十一月までの審議経過でございますけれども、予定しておりました十一月の答申については、審議の關係上、若干延長せざるを得ない、そういった状況でございます。つきましては、今定例会におきまして、委員報酬の補正予算につきまして、再度お願いを申し上げているところでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、二点目の小学校給食の食器の改善について御答弁申し上げます。

食器につきましては、現在、ランチ皿とアルマイト食器の二種類を使用しております。また、その日の献立によって、はしあるいは先割れスプーンがつけ加えられているところでございます。これら食器類の改善につきましては、以前にも多くの議員の皆さんを初め、試食会等におきまして、保護者から御要望があるところでございます。これらを踏まえまして、現在、内部的にも検討をしておるところでございますけれども、御承知のように、二カ所の給食センターの調理場内部は狭く、食器を保管する保管庫の収納状況がほぼ満杯の状況でございます。保管庫の使用年数も大分経過しておりますので、食器の検討とともに、これに見合った保管庫の見直しについても、早期に検討をしていきたいと考えているところでございます。どうぞよろしくお願いいたしますと思います。

以上、御答弁申し上げます。

○十一番（松山 清君） それでは、自席から再質問をさせていただきます。

まず第一点目の横田基地の全面返還運動をする件についてでありますけれども、市長の答弁は、「運動は差し控えたい。」差し控えたいというよりも、やる気がないといった方が早いのではないかなという気もいたしましたけれども、その前段としていろいろ並べられたことを見ますと。

それで、もうちょっと私、申し上げたいと思うのですけれども、きのうも市長、別の点での答弁の中で引用しておりましたけれども、アメリカの一つの動きといたしまして、いわゆる国防情報センター、ラロックさんが所長をしている、このことを取り上げましたけれども、私もきちんとさせておくために、要約といえますかまとめた形のものを読み上げたいと思っておりますけれども、いわゆる在日米軍はもう要らない。いまや段階的撤収に踏み切るべきだとする報告書が、米国ワシントンの民間シンク・タンク国防情報センター、ラロック所長の手によりまとめられた。報告書は、まずソ連が欧州同様、アジアでも軍事力を削減する傾向にあること、日本が着実に自衛力を増強しつつあることを指摘し、この辺はいろいろ見解の分かれるところですが、ソ連の今の能力では、日本に侵攻しようとしても成功せず、日本周辺の海上封鎖も無理だと分析している。そうした上で、米政府がソ連の脅威にかわる米軍駐留の理由づけとして、不確実性と不安定さについても、インド、中国、インドネシア、マレーシアなどが軍事力を増強しているとしても、これらの国に日本侵攻の意図はなく、さらにアジアにおける紛争によって、貿易投資など米国の死活的利益が危機にさらされることもないとし、在日米軍は日本防衛の上でも、米国の権益擁護の上でも、もはや不要と断じている。

また、報告書は在日米軍の駐留目的は、沖縄駐留海兵隊のペルシャ湾派遣に見られるように、他の地域での紛争対処もあるが、今や、ミサイル、爆撃機、空挺部隊、機動部隊は本国、これは米本国から世界のどこにでも到達できるため、特定の地域の基地に米軍を置いておく必要性は減ってきたとし、一九九五年までに、在日米軍の段階的撤収を果たすのが、米国の最善の利益と結論づけている。

こういうふうに、ラロック所長の手により、こうした国防情報センター、在日米軍不要論という、大変

な内容がまとめられたわけで、これについては、きのうも市長が引用しておりましたから、先刻御承知のことと思います。

一方、国内の方も、もうたびたび横田基地を国際空港の第三番目とかというようなこともあります。それがいいか悪いかは別にいたしまして、例えば最近でも、十一月十七日の多摩読売には、いわゆる財団法人東京市町村自治調査会、理事長が吉野和男府中市長です。ここでも、一つの構想をまとめておりまして、この中でも横田基地の返還を求め、民間空港化を提案しているというふうになっているわけです。

それから、実際の住民の動きといたしても、私たちが取り組んでおります横田基地の全面返還を求める国会請願署名というの、短時間で多数の方が、やはりこれに賛意を示して署名をするというふうな状況になっているわけです。ですから、私が申し上げたいのは、返還をして、その跡地の利用の問題になると、これはもう百通りも二百通りも、例えば千通りものようないろいろな案が出てくることは、もう間違いないわけです。しかし、そういうことがあったにいたしましたも、今、やはり返還という点では一致するわけですから、そういう点では、大いに大同団結して、その返還運動を私はするべきだと思っているわけですし、その機が、まさに今だと思っているのです。まさに、先ほど市長が答弁で言われたような平和と安全、国防上も、それから日米安保条約でも結ばれているし、日米安保条約の遵守は地方も求められているというような、何というか、二十年も三十年も前のような時代錯誤的な答弁を聞いているという気が、率直にいたしました。

なぜ、安保条約があるから、これの遵守が求められているから、では地方自治体は横田基地を返還しろということ言っているわけではないわけですか。市長の言うような答弁であれば、横田基地の返還、いわゆる横田基地だけではなくて、在日米軍は百何十とあるわけですから、そういうものの返還を地方自治体が行ってはいけないというふうに、市長は受け取っているように思われます。そうではないのですか。市長がそういう解釈をしているだけなのですか。その点をはっきりさせていただきたいと思えます。私が少なくとも今答弁を聞いた限りにおいては、安保条約があるからそういうことをやってはいかんのだ、安保条約を守ることを求められているのだというふうなことの答弁でありましたけれども、それはそうではない

はずなのです。返還運動をして、だれに処罰されるわけでも、決してないわけで、返還運動をするかしないかは、そういう法的な問題のどうのこうのではなくて、市長のよって立つべき政治姿勢の問題であるわけです。

ですから、もう一度はつきりしていただきたいのは、安保条約は地方自治体が、これを守らなければならぬのだから、返還運動はできないのだということなのかどうかということをはっきりさせていた

だきたいのです。それから、先ほど申し上げましたように、今現在で、平和と安全、国防上横田基地は大切なのだという答弁をされたと思うのですけれども、しかし、現実に今、情勢を軍事的に分析している人たちからなどを見ましても、ソ連が北海道に攻めてくるとか、そういう力が現在あるなどとまじめに考えている人は、日本国内でもないとは言いませんけれども、極めて少数というか取るに足らない数だと思えます。恐らく、今の日本の自衛隊の幹部に聞いても、まじめにそんなことを言われたら、これは大はら吹き典型だと思えますけれども、そうすると、市長の言うように、日本の平和と安全にとって国防上必要ということであれば、今でも市長は、極東ソ連軍が北海道、なにかんづく日本に侵略してくる能力を持っているのだというふうなことなのかどうか。そのところをはっきりさせていただかないと困ると思えますけれども、その点どうなのか。

それから、やはり今、この問題で言えば、返還ということを実に考えた場合には、確かにいつの時点になるかというのは、非常に不確実性のあることだと思います。何年後というようなことを、決して断定することはできないわけです。しかし、そこに向かってやはり運動を一つ一つ積み重ねていくということ、今、私は必要だと思います。そういう点では、今はその返還運動をする上で有利な、いろいろな例えばアメリカの国内でも在日米軍不要論というふうなものまで研究発表されるような時代になっているわけです。日本の中におきましても、財界がどういう思惑にいたしましたしても、やはり基地でない方がいいのだというふうなものを出してきているわけですから、住民もそういう方向になっているわけですから、ここでやはりやらないということは、後世に非常に悔いを残すことに、私はなると思えます。逆に言えば、こ

こで市長が決算委員会のために、私は申し上げたのですけれども、返還運動の旗振りをすれば、それは福生市の歴史だけではなくて、日本の歴史にだって名を残すようなことに、私はなると思っています。そういう思い切った大英断を、私はしていただきたいと思ひます。それが市民のみならず、やはり日本国民全体の利益につながるもので、そういう点で、非常に大きな立場からこういう運動をしていただきたいと思ひますけれども、そのことは強く申し上げておきたいと思ひます。

それから、最後にもう一つ申し上げておきたいのは、そういう適当な時期が来れば、いろいろ世の中、確かに変わっていきますから、そのときに考えればいいのだというようなことも、もう一つおっしゃっていました。棚からぼたもちを待つような話ですけれども、待っていても、棚からぼたもちは決して落ちてこないわけであって、それはもう大いに、私は今、運動を進めていただきたいということを申し上げておきたいと思ひます。

それから、二点目の学校給食についてでありますけれども、この中学校給食審議会につきましては、審議委員の皆さんが大変熱心に討議をされ、足かけ二年にわたってやっておられるわけで、今議会で、私はこの質問をする必要がないかなと思つたのですけれども、しかし、まだ答申文がまとまらないということ、まだ延びるということ、質問をしたわけですけれども、補正も出ておりまして、また何回かの審議をする予算が補正として計上されているわけですけれども、教育委員会といたしまして、一応補正では何回分を組みましたけれども、大体いつごろ答申文をいただけるような感触を持っておられますか、この現時点に至りまして。もうそう先のことではないと思ひますけれども、その辺をひとつお聞かせいただければと思ひます。

それから、小学校の方の食器の改善。ランチ皿とか、特に先割れスプーンの問題でありますけれども、これについてはいろいろな方、保護者もこれは要望しているわけで、そうしますと、今こういう食器を保管する保管庫も満杯だ。それから聞くところによりますと、そろそろ耐用年数というのですか、もう買いかえといひますか、取りかえるような時期にも来ているというようなことで、そういう点では内部的にも検討しているということですので、こういうものがいいかどうかは、それは給食センターの皆さんや保護

者や教師、その他、十分それに関係する人たちが知恵を出し合つて、また、よその先進的なところも参考にしながら決めていかれるのだらうと、そのことは思ひますけれども、そういう点では、内部的にも検討されておられると思うわけですけれども、大体目安として、保管庫の取りかえというか設備の更新といひますか、そういうことについてあわせて考えていくわけでしょうけれども、いつごろの時点というふうに考えておられるわけですか。実施計画などにもそういうものは出ていたのですか。ちょっと私も今持つていないのであれなのですけれども、おおよそどのくらい平成何年ぐらいをめどに考えておられるのか、そのことについてお聞かせいただきたいと思ひます。

それから三点目なのですけれども、区画整理の問題なのですが、この区画整理をせねばならないというか、そういう市側の理由と、公正に事業ができるようにしたい。これは当然のことだと思ひますけれども、そういうことの説明がありました。

ちなみに、私申し上げておきたいと思ひますけれども、この区画整理予定地が五万八千平方メートルがあるというのは、これは説明のとおりです。国と福生市の公共用地が一万八千四十七平方メートル、三一・一％。宅地が三万七千六百六十平方メートル、これは六四・九％。しかも、この宅地の中の国有地が九千五百十平方メートル、市有地八千二百九十九平方メートル、これを除けば純然たる宅地の民有地は一万九千八百五十一平方メートル、全体の三四・二％だというふうに説明されているわけです。この民有地の中に、御承知のようにたくさん土地を所有している方がいるわけです。お一人は、この関係する方も含めまして約五千平方メートル所有されている方、仮にこれはAさんとしておきたいと思ひます。次にたくさん所有されている方が約三千五百平方メートル、千百坪を所有されている方で、決算委員会でも申し上げましたけれども、この人は石川彌八郎さん。つまり、福生市の石川市長であるわけです。石川市長がこの中に、民有地の一七％の土地所有者であり、しかもその土地は区画整理予定地の一番南側で、位置的には、私が見る限り最も条件の悪いところにあると思ひます。これは、客観的事実だろうと思ひます。こうした地域に十五億円以上の市の財政を投入して区画整理をしようすると、福生市は考えているわけ

そこで、一般論で申し上げますと、まちづくりの方法として、各地で区画整理事業方式が取り入れられているわけですが、この方式は、土地をたくさん所有している方、つまり区画整理後に宅地として売却できる土地をよりたくさん所有している方、そういう方については、減歩割合が平均減歩率よりも多少大きくなっても、結局資産価格の上昇に伴って、言ってみれば、売却すれば莫大な利益がもたらされることになる。これは、どこでも一般的に区画整理をすれば、そのような事態になるわけです。三十坪とか五十坪とか、そうした宅地を持っておられる方は、評価額が幾ら二倍、三倍になりましたも、それを売りようがないわけです。売って、どこか極めて安い土地のところに引っ越すというのであれば、それは資産価格の上昇の効果があるかもしれないけれども、実際にはそうはいきません。やはり、そこに居住せざるを得ない。だとすれば、そのはね返りとして、結局固定資産税や都市計画税だけが上がるという形になるわけです。つまり、十五億何がしかの公共投資の財政をそこにつぎ込む。そのほかに保留地を処分して、田園西地区で言えば五億何がしかの保留地処分金をつぎ込む。合わせて二十億以上の資金をつぎ込むと、そういうものがどこに返還されていくかと言え、結局、平均的にそれぞれの土地に付加価値としてそういうものがついたといたしましても、ソロバンをはじけば、それは売却する土地を持っておられる方に、一番それがついて回るわけです。これが言ってみれば、世界でも例のない日本のとっている区画整理の一つの側面なのです。また、ある意味では一つの側面というより主要な側面でもあるわけです。そういうことになると思います。こういうことがあると思います。

そこで、そういう前段はさておきまして、一つは、この地域の場合には、いわゆる秋川市から福生市に編入された方は、今まで発表された数字では二十二世帯、六十一人という数字、そう変わっていないと思いますけれども、こういう方のごところに、公共下水道を引く場合に、法律的にいつて、区画整理事業をしなければ引くことができないのかどうか。このところを、きょうは法律的に側面からはっきりさせていたいただきたいと思います。

なぜかという、決算委員会のごときに何遍この質問をしても、全然これに答えなかったわけです。準法的に考えて、区画整理をやらなければ、公共下水道事業はやれないのだというふうなことになるれば、こ

れはもう区画整理しなくなるわけですが、その点を法律的な面ではっきりさせていたいただきたい。それから、非常に先ほど申し上げましたように、この事業は、過小宅地と三千五百平方メートルとか五千平方メートルとかいう、えらい違いの土地所有者が混在しているわけですから、非常にそういう点では減歩の緩和の問題が、非常に重要になると思います。そういう点で、今まで福生市がかかわってきた区画整理事業において、平均減歩率と、例えばたくさん土地をその中に所有していた方に対して、どのくらい減歩率を高くかけたか。平均減歩率二〇％だけでも、どここの区画整理事業では、三千平方メートルの土地所有者には四〇％の減歩率をやりましたよというふうな、そういう例があれば、二、三お調べになつておられれば教えていただきたいと思います。

それから三点目といたしまして、仮に事業を進めたといいます、進んでいますけれども。そうしますと、当然この地域の区画整理審議会の委員が選出されます。それで、この委員会が設置されるわけですが、そのときに石川彌八郎さん、つまり石川市長さんは大きな権利者の一人ですから、当然審議委員になれる資格を持っておられるわけです。市長はどういうふうにかかわりませんか、石川市長としては、審議委員となれる権利を有するわけですが、審議委員になるのかならないのか、どちらの道を選択されるのですか。法的には、選出されればなれるわけですが、その点どうなのでしょう。大分先の話ですが、この機会にお聞かせいただきたいと思っています。

それから、全協で出された、必要資金といたしまして保留地処分金の五億六千四百万円と市のお金十五億七千六百万円、合計二十一億四千万円が予定されているわけですが、その内訳を教えてください。たいと思います。この二十一億四千万円はどういう形で、例えば盛り土をするためにどのくらいなのか、おおよその内訳を教えてください。また、公共下水道の工事費というのの中に含まれているのか、どうなのか。含まれている含まれていないのかかわらず、例えば公共下水道の工事費というのは、一体どれくらいかかるとはじき出しているのか。その点を教えてください。それからはっきりさせておきたいのは、黄色く塗って配られたこれは最終案ではなくて、設計図案ですけれども、はつきりさせておきたいのは、黄色く塗ってある部分は、何ゆえにこの部分に必要なのかということをお聞かせいただきたいと思っています。一番下

流になる、この例で言えば、いわゆる堤防だという形で、一番下の一番南側の部分の三角の地域、ここは現況では石川彌八郎さんの土地になっているわけですが、その部分にこの三角の部分に堤防と称して、黄色く塗ってあるわけですが、この案でいけば、この面積は幾らあるのかということが一つと。なぜここにこれが必要なのかという、その理由を教えてください。ありがとうございます。

○議長（仲村清信君）

午後一時五十六分 休憩

午後二時十分 開議

○議長（仲村清信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○市長（石川彌八郎君）

自席から答弁させていただきます。

横田基地の全面返還についてのことでございますけれども、先ほども申し上げましたとおり、まだその時期にあらず、かような認識のゆえをもって、そのような運動を展開する気持ちはない。さようなことでございますので、御理解いただきたいと思えます。

○教育次長（矢崎茂夫君）

審議会の答申の時期の見通しということでございますけれども、何とも申し上げられませんが、二月ごろに出ればなというふうに思いますけれども、あるいは三月にずれ込むかもしれません。

それから、食器の改善についてでございますけれども、目安はいつごろかということでございますけれども、一応、調理場内部の施設整備計画では、実施計画の中で平成五年に保管庫の買いかえを予定しているところでございます。

あと食器等につきましては、各学校に給食担当の先生もおりますので、先生方とも十分協議を重ねて検討してまいりたいというふうに考えております。

○助役（浅見裕康君）

区画整理関係で、一点だけ私の方から御答弁申し上げます。先生方とも十分協議を重ねて検討してまいりたいというふうに考えております。

市長は区画整理審議会委員の資格があるので、なるかならないかという趣旨の御質問でございます。した。御案内のとおり、本区画整理は施行主体が福生市でございますので、その代表者である市長がいろいろ審議会に諮問等を行うわけでございます。そういったことで、当然なところが無いという言い方がよろしいかと思えますけれども、言い方を変えれば、法律論以前の問題であるという御認識をいただければと思えます。よろしく願います。

○建設部長（小野光朗君）

それでは、松山議員さんの御質問に自席から御答弁申し上げます。まず、今一点、助役が申し上げましたので、四点について御答弁申し上げます。

まず一点でございますけれども、この地域に下水を引く場合に、区画整理でないとできないかということでございますけれども、準法的には、それはできないということは言えないと思えます。ただ、あそこにつきましても、やはり堤防があったり地盤の上下があったりあるいは道路がなかったりあるいは屈曲した道路とか、そういう面でもしあそこを区画整理をしないで下水をするということについては、非常に技術的な面とか将来に禍根を残すということはあると思えます。

続きまして二点目でございますけれども、減歩率で四十四年に多摩河原を区画整理したわけでございますけれども、平均減歩率が二四・四％で、最高で四七・六二％というふうなところがありました。それから、三〇％以上というのが六％あったという事実もございます。

それから続きまして、三点目でございますけれども、二十一億四千万円の内訳は、その内、道路・公園等が四億九千二百万円、それから、移転補償費が六億三千九百万円、その他で十億九百万円でございますけれども、その内、下水道関係で一億九千九百万円というふうに、現在は仮算定しております。

それから、南側の一番最後の三角の土地でございますけれども、これは約、今のところ千七百平方メートルぐらいかなと思えますけれども、ここは側帯といいます。建設省の資材置き場とか堤防の補強、あるいは主として環境植樹というのですか、そういうふうなものをするというふうなことでございまして、この辺の経過につきましては、やはりあの辺が非常に過去に堤防が決壊したというふうな事実があるのだそうでございます。あの辺を建設省としても、特に広くって補強していたというふうな事実があると、いうことでございます。